

## . 水質検査計画

水質検査は、水質基準の適合状況を把握するために不可欠であり、水道水質管理の中核をなすものであるが、一方で、その実施に当たっては水道事業者等に対し大きな負担を強いるものである。このため、水質基準の適合状況を確実に把握できること、との前提に立ちつつも、その効率的・合理的なあり方が求められている。

本専門委員会においては、地域性・効率性を踏まえた水質基準の柔軟な運用を提言したところである。このうち、水質検査に係るものを再掲すれば、次のとおりである。

- (1) すべての水道事業者等に水質検査を義務付ける項目は基本的なものに限り、その他の項目については、各水道事業者等の状況に応じて省略することができることとすること。
- (2) 水質検査の省略につき、水道事業者等が適切に判断できるよう、省略の可否に関する指針が明示されるべきであること。
- (3) 水質検査の適正化と透明性を確保するため、水道事業者等に対し、水質検査項目（省略する場合にはその理由）を明示した水質検査計画を作成させ、これを事前に公表させることとすべきであること。

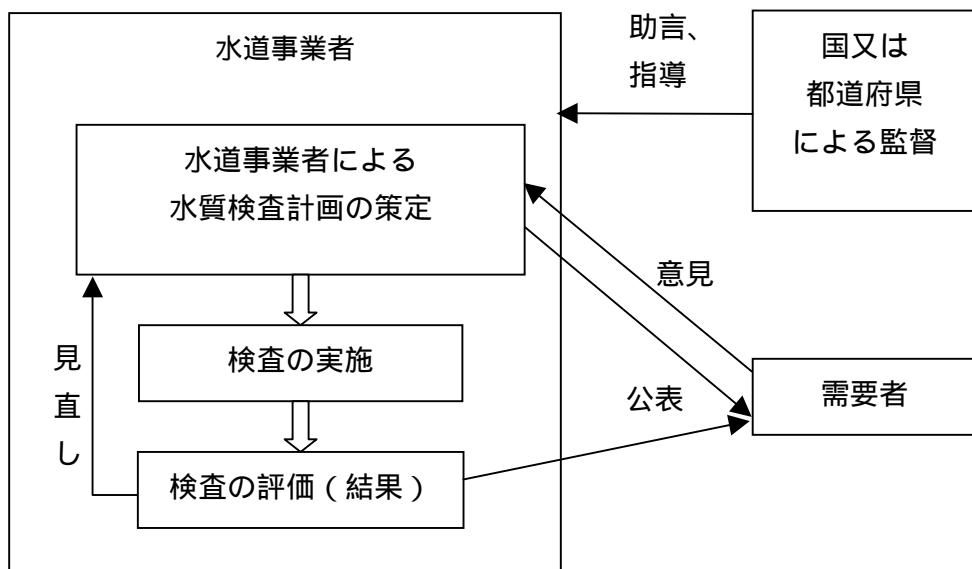
水質検査の効率的・合理的な実施については、既に生活環境審議会水道部会水質管理専門委員会で議論されたところであり（「今後の水道水質管理のあり方について」、平成12年5月。以下「12年報告」という。）上記の方針も、そこでの議論を踏まえ、効率的・合理的な水質検査の実施もその目的の一つとしている。

一方、水質検査は、水の安全性を担保するための最後の機会であり、その検査は適性に行われなければならない。このため、本専門委員会としても、12年報告と同様、各水道事業者等による水質検査計画の作成と事前の公表という形で、その適正化と透明性を担保することとしたものである。

### 1. 水質検査計画による水質検査のスキーム

水質検査計画による水質検査のスキームについては、既に12年報告で議論されたところであり、これに現時点の状況を踏まえて整理すれば次のとおりである。

- (1) 各水道事業者等は、水源の種別、水源の状況、浄水処理方法、送水・配水・給水の状況等を踏まえ、自らの水道における水質管理上の問題点を整理する。
- (2) その上で、各水道事業者等は、水質検査項目の省略指針、水質検査のためのサンプリング・評価の考え方等を参考に水質検査計画を策定し、これを公表する。
- (3) 水質検査計画の策定に当たっては、需要者の意見を聞くプロセスを組み込むことも適正化や透明化のためには有効である。
- (4) 各水道事業者等は、策定した水質検査計画に従い、水質検査を行い、その結果を公表するとともに、水質管理の改善や次期水質検査計画に反映させる。



水質検査計画のスキーム概念図

## 2. 水質検査計画に定めるべき事項

水質検査計画に定めるべき事項についても、12年報告で議論されているところであるが、現状を踏まえて整理すれば次のとおりである。

- (1) 水質検査計画に関する基本方針
- (2) 当該水道事業の概要
- (3) 当該水道を巡る原水及び浄水の水質状況及び水質管理上の問題点
- (4) 水質検査を行う項目、採水地点、採水頻度及びその理由（水質検査を省略する項目及びその理由）

- (5) 臨時の水質検査に関する事項
- (6) 水質検査の方法（自己検査／委託検査）
- (7) 水質検査計画及び検査結果の公表の方法
- (8) その他水質検査計画の実施に際し配慮すべき事項

なお、水道水質管理上の重要性が高い原水の監視、及び、必要に応じ、水質管理目標設定項目の監視についても、本計画に位置付けることが望ましい。

### 3. 国及び都道府県の役割

水質検査計画は、各水道事業者等が策定するものであるが、その実効性を確保するためには、国及び都道府県がその立場に応じ、適切な支援を行うことが不可欠である。

#### (1) 国の役割

水道事業者がその規模や水源の状況に応じた効率的な水質検査計画を策定することができるよう、水質検査計画のための指針の策定等により技術的な支援を行うべきである。また、厚生労働大臣認可の水道事業者に対しては、監督者の立場から必要な指導を行うべきである。

なお、国として示すべき指針について、別紙4「水質検査計画策定指針案」として示した。

#### (2) 都道府県の役割

各水道事業者等の策定する水質検査計画について、主に流域の視点から必要な助言、指導を行い、計画がより流域の実状に即したものとなるよう協力すべきである。また、都道府県知事認可の水道事業者に対しては、監督者の立場から必要な指導を行うべきである。

